

「新 介護支援専門員実践ハンドブック ステップ2（専門・更新研修対応）」
正誤および補足説明

平成 22 年 7 月 27 日時点のお知らせ

【質問】

本書 p 6 表 1-1「居宅介護支援費」の加算の項目について、20 件以下 10%は何を指すのか？

【回答】

20 件以下 10%は、『豪雪地帯等に所在し、1 か月あたりの実利用者が 20 人以下の事業所については、10%加算される』という意味です。

併せまして、特別地域 15%は、『離島等に事業所が所在する場合：特別地域居宅介護支援加算 15%』という意味です。